

訴訟事件の判決について

1 事件名

裁決取消等請求事件（東京地方裁判所 平成19年（行ウ）第629号）

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

平成18年(2006年)5月17日 東京都国民健康保険審査会に審査請求の提起

平成19年(2007年)7月25日 審査請求に対する裁決（請求棄却）

10月4日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成20年(2008年)9月26日 東京地方裁判所で訴え棄却判決の言渡し

4 事案の概要

中野区国民健康保険の被保険者である原告が、ひだり ちょう ぼ し しん きん けん 左長拇指伸筋腱けん し ょ う えんの腱鞘炎につき柔道整復師から受けた施術の費用につき、国民健康保険法54条の療養費として各支給申請をしたところ、区長から、当該施術の費用は療養費の支給対象とならないとする旨の各減額支給決定処分を受けた。これに対し、原告が、各決定（以下「本件各決定」という。）は支給基準の理解を誤り裁量の範囲を逸脱するなど違法であるとして、本件各決定のうち不支給額決定部分の取消しを求めたものである。

5 請求の趣旨

- (1) 被告中野区が、原告に対し、平成18年4月11日付けで行った国民健康保険療養費支給申請に対する各国民健康保険療養費減額支給決定処分のうち不支給額決定部分をいずれも取り消す。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

6 判決

(1) 主文

ア 原告の請求をいずれも棄却する。

イ 訴訟費用は、原告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

ア 争点1（療養費支給の裁量性及び基準の趣旨等）について

(ア) 国民健康保険法においては、療養費の支給対象の具体的内容については、保険者の裁量に委ねられていると解するのが相当である。

(イ) 一方、国は、その裁量権の行使に当たって依拠すべき基準として、「算定方法」及び「留意事項」（以下「本件基準」という。）を定めており、被告を含む全国の市区町村において、柔道整復師の施術に対する療養費の支給の有無及び支給額の算定に当たっては、本件基準に沿った運用がされていることが認められる。

(ウ) そして、本件基準の内容は、柔道整復師の施術に係る療養費の支給対象について、柔道整復の施術の性質及び関係法令の規制に照らし、専門的知見・評価も勘案した上で、柔道整復師が行える施術の対象として通常想定できる範囲の負傷の種類及び部位を具体的に列挙したものと解するのが相当であり、合理性を有するものということができる。

(エ) したがって、保険者が、柔道整復師の施術に係る費用について療養費の支給をしない旨の決定をした場合において、当該施術が本件基準に掲げられていない種類・部位の負傷に対する施術であるときは、療養費の支給対象に関する保険者の裁量権の行使につき裁量の逸脱又は濫用があるとはいえず、当該不支給の決定は適法であるというべきである。

イ 争点２（本件各決定の適法性）について

(ア) 本件基準においては、腱鞘炎は、療養費の支給対象となる負傷の種類として掲げられておらず、また、左長拇指は、療養費の支給対象となる腱の断裂の部位として掲げられていないので、原告が受けた左長拇指伸筋腱腱鞘炎に対する施術は、いずれにしても、本件基準に掲げられていない種類・部位の負傷に対する施術であることが明らかである。

(イ) したがって、原告の左長拇指伸筋腱腱鞘炎に対する施術につき療養費を支給しない旨の決定に係る部分は、療養費の支給対象に関する保険者の裁量権の行使につき裁量の逸脱又は濫用があるとはいえず、適法であるというべきである。